

仕 様 書

仕様書番号 御建土委第8維－4号

業 務 名 町道上之郷1号線測量等業務委託

岐阜県設計業務共通仕様書を準用する。

法面对策工測量設計業務 特記仕様書 その1

第1条 業務目的

本業務は、御嵩町井尻地内の町道上之郷1号線に隣接する斜面について、令和6年11月2日に落石が発生し、今後も落石が発生する可能性が高い状況にある。

以上から、現地踏査を行い、路線測量により現地の荒廃状況を計測し対策範囲を確定するとともに、斜面崩壊対策、あるいは落石対策について比較検討を行う対策工の予備設計を行うものである。

第2条 業務場所

可児郡御嵩町井尻地内

第3条 業務内容

<測量業務>

基準点測量（4級） N=2点

現地測量（S=1/250） A=0.0016Km²

路線測量 L=0.04km

現地踏査、中心線測量、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量(W=45m)

<設計業務>

法面工 予備設計 N=1箇所

設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

現地踏査

設計範囲内の地形や立地条件、落石状況について確認し状況を把握する。

設計条件の確認

荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うとともに、現地状況から地質条件を設定し、斜面对策工法の比較案を3案程度選定する。

概略設計計算

比較形式各案の構造形状を想定し、概略安定計算を行うものとする。

概略設計図

概略設計計算から定められた構造寸法や応力状態から、本体工の概略一般図を作成するものとする。

概算工事費算出

比較選定した3案の概略数量を算定し、概算工事費を算定するものとする。

比較一覧表作成

比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には、断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理について、得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

照査

- 1) 基本条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報の収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 概略一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切に取られているかの照査を行う。
- 3) 概略設計図の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

報告書作成

業務の成果として報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

第4条 打合せ

打合せは、以下に示す業務の区切りにおいて行う。

1. 業務着手時
2. 業務中間時（1回）
3. 成果品納入時

第5条 成果品

成果品は、以下のとおり納入するものとする。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 報告書 | 1部（A4 ドッチファイル） |
| 2. 電子データ | 1式（CD-R） |
| 3. A3版縮小図面 | 1部 |

第6条 現地立ち入り

現地測量・調査実施の際、他人の土地に立ち入る必要が有る場合には、調査職員の指示により、土地所有者等関係者の承諾を得るものとする。

第7条 守秘義務

受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第8条 その他

本特記仕様書に明記なき事項または、その内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ書面等により確認を行うものとする。

特 記 仕 様 書 その2

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成22年11月22日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。